

令和7年度第1回 札幌市入札・契約等審議委員会

議 事 録

日 時：2025年7月30日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 1階 1号会議室

1. 開 会

【財）工事契約担当課長】 本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

工事契約担当課長の宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会開催の前に、まずは、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第、座席表、委員名簿、ホチキス留めの厚い資料になりますが、令和7年度第1回札幌市入札・契約等審議委員会資料、最後に参考資料の5点がございます。

それでは、令和7年度第1回札幌市入札・契約等審議委員会を始めさせていただきます。

開催に当たりまして、税務・契約管理担当局長の生野からご挨拶を申し上げます。

【財）税務・契約管理担当局長】 税務・契約管理担当局長の生野でございます。

この4月に着任いたしました。よろしくお願い申し上げます。

令和7年度第1回入札・契約等審議委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会は、皆様ご承知のとおり、政府調達に関する苦情申立てのご審議、それから、工事の入札・契約手続の運用状況等をご報告し、改善点等についてご審議いただくことを目的として設置をされたものであります。

本市が行います入札・契約手続における公平性、透明性の確保を図るために不可欠な役割であると認識しておりまして、皆様のご尽力に感謝を申し上げます。

また、昨年度は、皆様、ご多忙の中、通常の委員会のほかに6回にわたりまして苦情申立てのご審議をいただきました。このことにつきましても、改めて皆様のご尽力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

本市としましては、これまでよりもよりよい入札制度、契約制度になりますよう、専門的見解を有する皆様のお力添えをいただきながら、制度の適正化に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、皆様の専門的見地から、ご忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 続きまして、前回までの審議では参加していなかった本市職員につきましてご紹介をさせていただきます。

管財部長の中西でございます。

契約管理課長の南間でございます。

技術管理課長の秋山でございます。

建築設備検査担当課長の鈴木でございます。

交通局総務課長の本多ですが、本日は欠席となっております。

続きまして、病院局経営企画課長の瀬川でございます。

それでは、この後の進行は中川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

【中川委員長】 それでは、ここから私が委員会を進めてまいります。

次第2の事務局からの報告事項に進みます。

初めに、（1）政府調達協定の対象契約について報告をお願いいたします。

【財）契約管理課長】 契約管理課長の南間と申します。

札幌市入札・契約等審議委員会要領第2条第1号に基づく、苦情処理の対象となる政府調達案件の令和6年度の契約状況についてご説明させていただきます。

まず、参考資料1をご覧ください。

政府調達に関する協定でございますが、これは平成8年1月1日から発効しております世界貿易機関に関する国際条約のことでございます。

この条約を批准している各国政府は、地方自治体を含め、一定額以上の物品や特定のサービスを調達する場合に、他の条約批准国供給者に対し、国内の供給者よりも不利な待遇を与えない、また、条約批准国間で差別しないといったことを遵守する協定となっております。

このため、協定の対象となった調達に関して苦情があった場合は、委員会で検討し、関係調達機関へ提案等をいただくこととなっております。

昨年度は、消防ヘリコプターの調達に関して苦情の申立てがあり、委員会においてご審議いただいたところでございます。

この苦情申立ての対象となる政府調達案件の契約状況についてご説明いたします。

委員会資料の1ページをご覧ください。

これは、本市が令和6年度に契約を締結した政府調達案件の契約件数でございます。

まず、1の物品・一般サービス関係についてでございます。

市長部局から病院局まで、調達部局ごとに競争入札と随意契約の契約区分でそれぞれ契約件数を記載してございます。

右側の小計欄のとおり、物品では、競争入札が258件、随意契約が36件、一般サービス

では、競争入札が86件、このうち、括弧書きで記載している17件が総合評価方式で行ったものとなります。また、随意契約が91件となっております。

次に、2の建設サービス・建設コンサルティングサービスについてですが、市長部局、交通局の建設サービスで、競争入札が計4件となっております。

次に、2ページから11ページに、物品及び一般サービスについて、入札告示ごとの案件名、契約件数、契約金額を記載してございます。

2ページから6ページまでは競争入札案件を、次に7ページから11ページまでは随意契約案件を記載してございます。

特定随意契約は、特定販売品の調達や既に調達している物品・サービスとの互換性から調達の相手方を特定せざるを得ないものなどがあり、地方自治法や調達手続の特例を定めた政令に基づいて特定者と契約を行った案件となっております。

次に、12ページをご覧ください。

政府調達実施案件の状況につきまして、契約区分ごとに令和3年度から令和6年度までの4年間分を記載しております。

政府調達協定の対象契約については以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの説明に関して、ご質問やコメントはございますでしょうか。

では、私から、9ページの随意契約のところですが、金額が突出して大きいのが40番です。ここは、基幹情報ということで、毎年同じ業者ということになるのですか。

【財）契約管理課長】 随意契約ですので、同じ業者となります。

【中川委員長】 この値段は、これは利用許諾なので、何年間でお幾らとかということですか。

【財）契約管理課長】 こちらは、この年度に契約したというものですので、令和6年度に契約をして、これは何年間の契約というのはこの場では分からないのですけれども、令和6年度に契約した契約金額というものになります。

【中川委員長】 あとは年度、例えば、昨年度もあったのかもしれないですが、値段が、こういう場合、利用許諾は年々上がっている可能性もあるので、どれぐらい上がっているのかということです。

【財）契約管理課長】 補足説明をさせていただきたいのですけれども、基幹系ネットワークというのは、マイナンバーの利用事務のネットワークとなりまして、今、国から全国の自治体に関しまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、マイナンバーを利用するような業務、基幹20業務については、所定の移行完了期限までに国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行するという法律がございまして、それに準拠した形で各発注課で対応しているところでございます。

今まで開発していた事業者や、それぞれの部局で発注しておりまして、情報のセキュリティの関係もございまして、その関係で、特定の業者に契約を短期間でやるということも含めてあるものですから、検討して契約を行っているのではないかと考えております。

【中川委員長】 ということは、昨年度、同じものが入っていたわけではないということですか。

【財）契約管理課長】 それぞれ年度ごとに、いついつまでにこういう業務をやりたいというふうになっていきますので、年度ごとに改修をしないといけないスケジュールが決まっています、その部分を改修しているというふうになるかと思えます。

ほかの基幹系の中でも、複数年でやっている契約もございまして、ここに載っているのは、あくまでも令和6年度に契約をした案件となります。

【財）管財部長】 履行期間に関しては、改めて確認させていただきたいと思えます。

【中川委員長】 国から補助金が出るという話ではなく、各市でということでしょうか。

【財）契約管理課長】 補助金が出ているかどうかは確認が取れていないです。

【中川委員長】 金額は例年あまり気にしていなかったのですが、ここだけ突出しているというのが目についたので。

あとは、12ページの工事ですが、いずれもWTO案件ということで、それぞれ何者ぐらいが参加して、調達に関して、例えば、最近、工事だとなかなか落札ができないとか、民間のほうが多いので不落とかな調とかいったことがあるということも聞くのですが、令和6年度に関しては特に何も影響はなかったのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 こちらはまず、市長部局の分で、創成川処理区の下水につきましては、入札参加者は17者でございました。

2件目の真駒内地区義務教育学校新築ほか工事につきましては、入札参加者は5者、3件目の琴似小学校改築ほか工事は、こちらも5者の入札参加でございまして。

最後の南車両基地の工場棟改築ほか工事につきましては、入札参加者は1者となっております。

【中川委員長】 最後の件は、額は大きいけれども、技術的にできるところに限られたのか、あるいは予定価格が低かったのか。

【財）工事契約担当課長】 恐らく、特殊な建物になろうかと思えますので、参加者が限定されたものではないかと思えます。

【中川委員長】 これは、再入札はなく、もう1者で決まったということですか。

【財）工事契約担当課長】 そうですね。再入札はないです。

【中川委員長】 工事一般に関しても、入札がなかなかうまくいかないというのは、全体的には特になかったという理解でいいのですか。

【財）工事契約担当課長】 不調というお話ですね。

【中川委員長】 不調とか不落ですね。

【財）工事契約担当課長】 不調につきましては、ここ数年来、幾つか発生はしてはしまして、実際に再入札に移行しても、なお落札しないという工事はあります。ただ、そういった案件については、再度発注をし直すとか、中身を少し見直したり、入札参加条件を少し緩和したりといった不調対策を取りながら、再度、入札の手續に付すという形でやっております。

そういった工夫をして落札に至るケースもありますが、それでもなお落札に至らないものについては、改めて翌年度に出し直すといった対応はさせていただいているところです。

【西村委員】 先ほど、委員長から、市長部局の9ページの40番の基幹系情報システムソフトウェアの利用許諾についてのお話があったのですが、マイナンバー関係での改修だというお話を伺いました。例えば、21番の国保システム改修業務もマイナ保険証移行ということで、67番もマイナンバー、今度は利用事務のほうということですが、マイナンバー関係のものというのは、担当部局でそれぞれ契約相手を選定しているのか、ちょっと分からないのですが、全て事業者は別というか、パッケージでそういったものを一貫してお願いするという形ではなくて、この内容ごとに契約相手が選定されているのですね。

【財）契約管理課長】 そうですね。業務を行っているのが所管課になりますので、所管課のほうで、税だったら税の部門、国保だったら国保の部門という形でそれぞれシステムを改修するというふうになっております。

【西村委員】 どちらのやり方がいいのか分かりませんが、関連業務をパッケージにすると、価格は下がるけれども、そうすると1者に偏るということがあります。特にそういうことは関係なく、所管のところで選ぶから、たまたまばらばらという感じなのです。

【財）契約管理課長】 そうですね。今までは自治体のほうでそれぞれいろいろな形で開発していたのですが、今、国のほうで同じような業務については標準化をしましょうという流れがありまして、それに基づいて改修を行っています。

【西村委員】 分かりました。ありがとうございます。

【松村委員】 8ページの水道局の31番、33番が何々ほかとなっていて、契約件数が複数になっています。水道局以外の部局は全部1件ずつ何が購入されたのかが分かるのですが、水道局だけ、契約件数が複数になっていて、複数のところが何々ほかとなっているのが少し気になります。

8ページのほかに11ページでも、一般サービスのほうで水道局の82番、84番が、契約件数が複数で案件名として何々ほかとなっているので、「ほか」が何なのかが特定できないのはどうかなという気がします。

今、「ほか」というのは何なのかが分かるのでしょうか。

【水）総務課長】 水道局です。

「ほか」の中身ですが、8ページのナンバー31につきましては、真駒内南町ポンプ場ポンプ設備整備修繕ともう一つは、似たような内容なのですが、場所が白川浄水場の3・9号沈澱池のクラリファイヤ整備修繕で、これも浄水場の設備の部品の修繕になります。

それから、ナンバー33の水道局白川浄水場において使用する電力につきましては、場所の違いがありまして、もう一つは、水道局旭山配水池他指定施設において使用する電力になっております。

すみません。3件あります。今、直ちに分からないのですが、もう一つあります。

【松村委員】 では、この資料作成のときにまとめたということですか。

【水）総務課長】 そうです。

【松村委員】 もしできたら、一件一件にばらして書いていただけたほうがよかったと思います。

【水）総務課長】 次回以降はそうにします。

【松村委員】 よろしくをお願いします。

【中川委員長】 関連してですが、病院局の話で、国立大学病院の7割近くが赤字という話が出ていて、その資材と人件費の両方が上がっているという話ですが、病院局のほうで、物品、4ページのこれは、基本的には全部競争入札だと思うのですが、競争入札案件でも値段は上がっているような状況はあるのですか。

【病）経営企画課長】 6ページでしょうか。

【中川委員長】 6ページと4ページもありますか。グローブとか、ロボット装置とか、製剤とかもですね。

【病）経営企画課長】 単価契約ということでそれぞれ個別に交渉して単価を決めてやっているのですが、一定数量に関わるものにつきましては、競争入札にさせていただいております。

【中川委員長】 例年、年度ごとに同じものでも昨年度よりも単価は上がっているみたいなことはありますか。

【病）経営企画課長】 全体的には増加傾向にあります。

【中川委員長】 全体的に上がっているのですね。物にかかわらずですか。

【病）経営企画課長】 全体的ですので、物にかかわらずです。

【中川委員長】 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【中川委員長】 それでは、続きまして、参加停止措置状況について報告をお願いいたします。

【財）契約管理課長】 それでは、参加停止措置状況についてご説明いたします。

まず、表の説明に入ります前に、参加停止措置について簡単にご説明いたします。

参考資料1をご覧ください。

参加停止措置は、札幌市が発注する各種契約案件が市民の税金を原資として行うものであるという性格から、法令違反等の不正や、不誠実な行為を行い、社会的に批判されるべき事業者に対し、一般競争入札への参加を認めることが容認し難いという観点から、一定期間排除するものであり、参加停止措置を実施することで、発注者の姿勢を明確にし、不正行為等の再発防止の意図も含めて行うものです。

参加停止措置は、入札を行う際の運用基準の一つで、札幌市の入札のみに適用される規制という性格のものであることから、各種法律に基づいて行われる営業停止などの行政処分とは性格が異なるものです。

参加停止措置の基準については、札幌市競争入札参加停止等措置要領で定めており、国の機関で統一的な運用を行うため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が制定している指名停止モデルに準拠してございます。

入札参加停止の期間については、この市要領や指針、過去の事例を参考に設定しております。

それでは次に、お手元の資料13ページをご覧ください。

表には、令和6年度のほか、参考といたしまして、それ以前の過去4年度の状況も記載しております。理由別に件数と業者数を記載しており、括弧内の数字は、本市との契約に関連して参加停止となったものについて、内数として記載しております。

令和6年度の参加停止措置状況についてですが、表の下段に記載しておりますとおり、措置件数が20件、措置業者数が40者です。このうち、札幌市との契約に関連して参加停止としたものは、措置件数で11件、業者数で21者となっております。

備考欄に、理由別、措置期間の長い順に記載しております。

参加停止の措置状況については以上でございます。

【中川委員長】 ありがとうございます。

それでは、この内容につきまして、委員の先生からご意見等、質問はございますでしょうか。

【山上委員】 細かい話なのですが、理由別の「事故等に基づく措置」の「過失による粗雑な契約の履行等」というところで、四つのボツがあり、一つ目のところは「北海道発注の業務で過請求を行った」というのが3か月間の指名停止になっていて、3番目のところが「本市からの契約金額の支払後に過大・過少請求を行った」という話になっています。なぜこういうことになったのか、この3か月と1か月、もっと言うと、札幌市との契約のところで過大請求を行ったほうが悪いのかなと単純に思ってしまうのですが、北海道のときの過請求のほうは重い指名停止期間になっていて、札幌市との契約のところで短い1か月になっているのはどういう事情だったのかということです。

【財）契約管理課長】 こちらの1番の案件につきましては、道の発注の業務で過請求を行ったというもののなのですが、内容としましては、新型コロナ関連のコールセンター業務を受注した業務でした。これは、新聞等にも載ったのですが、道庁に対して1億円ぐらい複数年に渡り過大請求をしたというような結構大きな事件になりまして、それに基づきまして、札幌市の要領上、道内における契約でというところで、一応、措置期間が1月以上3月以内となっております。その内容を勘案しまして、長期のほうの3か月を適用したということです。

それぞれの項目で、一応、短期と長期という形で措置期間が定められているのですが、その事件の内容等によって、短期を取るか、長期を取るかということ措置期間としているのですが、今回の案件につきましては、過大請求が非常に大きいものとか、この発表等の内容も非常に大きかったということも勘案して、長期の3月ということで措置期間を設定している状況です。

【山上委員】 では、三つ目はどういう事案なのですか。

【財）契約管理課長】 こちらの業務の内容ですが、札幌市省エネ家電等転換キャンペーン運営業務におきまして、過大請求の部分ですが、商品券交付に関しまして、郵送した商品券が申請者不在で返戻となった分を再送付した23件があったのですが、それを除外しないで札幌市のほうに請求を行ったというものです。

【山上委員】 金額的には、それはどれぐらいになるのですか。

【財）契約管理課長】 金額的には39万5,000円になります。

【山上委員】 分かりました。ありがとうございます。

【財）契約管理課長】 こちらは、一応、短期のほうを取っているということですね。

【西村委員】 実態が分からないので質問します。

いろいろな理由別に項目があるのですが、札幌市が当事者となって分かるような内容は、当然、情報としてあると思うのですが、労基署が主体となって略式命令とか、いろいろありますが、そういったものは自己申告になるのですか。情報提供があるのですか。

【財）契約管理課長】 新聞や、公契連のメールがあつて、ほかの自治体から参加停止措置があった場合は情報が回ってきますし、建設業許可の違反がありましたということであれば道庁などから情報をいただいたりという形になっております。

【西村委員】 そこで業者名もということなのですね。

【財）契約管理課長】 そうです。ですから、あくまでも判明した段階で、本市のほうで把握した段階で検討するという流れになっています。

【西村委員】 分かりました。ありがとうございます。

【松村委員】 理由別のところの「事故等に基づく措置」の欄の一番下の「安全管理措置の不適切により生じた関係者事故」を見てみますと、参加停止期間が2週間ということで、ほかの案件よりも短い気がします。事故というのは結構重く受け止められるにもかかわらず、期間が短いというのが気になるのですが、これは指名停止モデルに準拠して決められているのでしょうか。

【財）契約管理課長】 そうです。

【松村委員】 これを1か月とか2か月にすることで事故の抑止力につながる可能性もあるのではないかと思います。

【財）契約管理課長】 基本的に、札幌市としてどう判断するかということもあるのですけれども、事故の重大性などを勘案したり、過去の事例に基づいて長くすることはあるのですけれども、基本的には、こういったモデルに基づいて停止をしておりますし、ほかの自治体も同じぐらいの期間となつてございますので、札幌市だけ、どの部分を大きくすることになると、恣意性みたいなものが働いてしまうものですから、基本的には指名停止モデルに準拠した形からどう考えるかということになるかと思います。

【松村委員】 恣意性というのはどういうことですか。

【財）契約管理課長】 要は、この業者さんは悪いよねという感情や思いつきの判断が働いてしまうということになるのかなという感じがします。

あくまでも、指名停止モデルに準拠した形で要領等を札幌市も策定しておりますので、それを基準として、過去の事例を勘案してどう考えるかということになるかと思います。

【松村委員】 この事故を起こした業者というのは、参加停止措置だけではなくて、点数が低くなるとか、いろいろな点でマイナス評価が重なっていくシステムにはなっているのですよね。

【財）契約管理課長】 参加停止になれば成績点の減点の規定はありますので、そういった規定は別にございます。

【松村委員】 分かりました。

【山上委員】 今の安全管理措置の場所との絡みですけれども、例えば、ここの書いているところで引っかけたて負傷したというところは、労働安全衛生法などで引っかけたてて罰金刑となる可能性もあると思います。そうすると、事象として負傷事案が生じたという話になって、ここで2週間やった後に罰金刑みたいな話になったときには、さらに、この下の「贈賄、不正に基づく措置」の「不正又は不誠実な行為」という形で、2度指名停止を受けるようなことがあるのか、それとも、一度やっているのでもうやらないという話なのか、どちらなのか。

【財）契約管理課長】 同じ事案に関しての事由であれば、基本的には同じような形の指名停止は行えないのですけれども、違う形の指名停止ということですよ。

【山上委員】 はい。今申し上げたとおり、例えば、負傷事案が起きたとなったら、その事案だけを切り取れば、2週間になってしまうかもしれないのですけれども、そこから半年待ったら罰金刑となっている可能性は十分考えられるわけですよ。

そうだとすると、これを別々でやるのだったら別ですけれども、そうではなくて、2週間やった以上は、その罰金刑では指名停止しませんということになると、かえって、早く処分することによって軽くなるというおかしなことが起きるのではないのかという疑問です。

【財）契約管理課長】 一つのことに関しては二重処罰の禁止となっているので、それはできないのですが……。

【山上委員】 ただ、処罰ではないというのが札幌市の考え方なのだとすると、やってもいいのかなという気もするのです。ただ、もしそれをやらないのだとすると、早く負傷事案が発覚したがために2週間処罰をして、その後、罰金刑をやれば、パターンの的には1か月の指名停止ということになると、実績的に軽い指名停止期間でオーケーということを札幌市がやっていることになりはしないのかという話です。

市としての考え方というか、二重処罰の禁止ということになると、これは処罰ではないはずなので、本来、やってもいいのかなという気もするし、でも、やられた業者からすると、二重でやられたという感情もあるでしょう。でも、客観的に見たときに、早く処分することによって実質的な期間が短くなるというのは、他の案件からすると不公平さが出てこないのかという疑問です。

【西村委員】 山上委員のおっしゃっている労働安全衛生法は、どういう形で上がってくるのですか。

【山上委員】 実際に事故が起きて、労基署に上がってとなります。

【西村委員】 労基署に上げるのは事業者側ですか。

【山上委員】 そういう事故があったら、事故報告を必ず上げなければいけないのです。労働安全衛生法上、上げなければいけなくて、その事由に基づいて、労働基準監督署には警察権があるので、それに基づいて起訴するという形です。

【西村委員】 そちらを先に待ってから案件処理したほうがいいのかということになりますかね。

【山上委員】 実際にどういう処理をしているか、私は分からないので……。

【財）契約管理課長】 労働安全衛生法上、うちのほうで把握した場合については、それに基づいてすぐに参加停止をかける形にはなります。

【西村委員】 そちらが優先ですか。

【財）契約管理課長】 優先します。ただ、それを待ってやると、結局、そういった事故を起こしたにもかかわらず、その結果が出るまで待つという話になります。そういったことではな

くて、事故が起きて、そういった状況になった段階ですぐに参加停止をかけるという考え方になります。

【西村委員】 そうすると、先ほどおっしゃっていた不合理が出てくる可能性があるということですね。

【山上委員】 そうです。

【財）契約管理課長】 行政処分という形ではなくて、そういった事案を起こした事業者に関しては、すぐに入札参加できない形にするということになりますので、そこについては、考え方もあろうかと思いますが、基本的には二重処罰はできませんという形で運用を行っております。

【山上委員】 そうなのだとすると、こういう負傷事案が起きると、労働安全衛生法に基づく罰金刑が出てくる可能性が高いのだとすると、そもそも2週間という指名停止期間をやること自体の公平性の問題が出てくるとすると、その判断基準を1か月に合わせてしまえば、その問題はなくなってくるのかなという気がするのです。

ですから、片や2週間、片や1か月となるので、その不合理さが出てくるような気がするのです。実際にどうするかはお任せしますが、検討したほうがいいのかなと思いました。

【財）税務・契約管理担当局長】 例えば、職員でも懲戒処分がありますけれども、刑事事件を起こしたようなときは、すぐに処分しないで、刑事処分を待って処分することがありますので、先に軽い処分をしてしまうと、後で重たい処分ができなくなると、おっしゃるとおり不公平になりますので、そこはどうしていくかという事例を確認した上で対応を検討させていただきます。

【中川委員長】 私はそこをあまり考えてこなかったけれども、ほかの法律の違反でも多分ありますね。独禁法違反でも、排除措置命令といった法的判断が確定していない時点でも出してしまふのです。早めにやるというのがあるのだけれども、他方で、罰金刑などは、それよりも重いサンクションなので、その段階でやるというの、また別の考え方としてあるような気がします。そこら辺は考えたほうがいいような気がします。

それは、向こうで刑事罰を科されているのだから、それで十分だと考えるのか、早くやるということがこの参加停止というものの意味というふうに考えれば、二重処罰という言葉が適切かどうかは置いておいて、後でさらに重いサンクションはやっても参加停止を2度はやらないという考え方もあるのかもしれない。ただ、それが不公平になるという話は考えたほうがいいという気がします。

続きまして、工事等発注状況について説明をお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 それでは、令和6年度の工事等発注状況についてご説明いたします。

資料は14ページとなります。

こちらは、過去5か年度の発注状況をまとめた表とグラフです。

上段の表1が工事、下段の表2が設計等の業務となっております。

令和6年度に発注した工事は、表1の右側太枠内にありますとおり、競争入札999件、随意契約119件となっております。合計欄を見ますと、前年比で、件数が76件の減、契約金額が約1億円の減となっております。

同様に、令和6年度に発注した業務は、表2の右側太枠内にありますとおり、競争入札497件、随意契約168件となっております。合計件数につきましては、前年比で83件の減、契約金額で約1億円の減となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。

こちらは、令和5年度及び6年度の平均落札率につきまして、工種・業種別に集計した表となります。

一番右の欄が落札率の差になります。前年比で平均落札率を見ると、工事では0.2ポイントの減少、業務では0.39ポイントの減少となっております。

続きまして、資料16ページをご覧ください。

こちらは、工事のくじ引き入札等をまとめた資料でございます。

上段の表1は、くじ引き入札の発生割合の推移についての表でございます。

令和6年度につきましては、全工種の欄、一番右側の下のほうになりますが、999件のうち437件、率にして43.7%でくじ引きが発生しております。令和5年度は45.0%です。前年比で1.3ポイントの減少となっております。

また、表の一番下には、参考として最低制限価格等でのくじ引き件数も記載しております。全工種で見ますと、くじ引き437件中424件、率にして約97%が最低制限価格等と同額でのくじ引きとなっております。

ここで、参考資料3をご覧ください。

参考資料の4枚目になります。

こちらには、令和4年度から6年度の工事の入札方式別のくじ引き発生状況をまとめております。前年度と比較すると、一般案件、成績重視型の入札においてはくじ引き発生率が増加しておりますが、総合評価落札方式におきましてはくじ引き発生率が減少しております。

なお、総合評価落札方式におけるくじ引きは、価格だけではなく、技術点も同点となった場合に発生することとなりますので、平均くじ参加者数は他の入札方式と比較して少ない傾向にございます。

では、資料の16ページにお戻りいただきまして、下の表2につきましては、工種別に平均

入札参加者数を集計したものでございます。

令和6年度の全工種の平均参加者数は9.8者であり、前年比で1.6者の増加となっております。

続きまして、資料の17ページをご覧ください。

こちらは、業務のくじ引き入札等をまとめた資料となります。

上段の表1は、くじ引き入札の発生割合の推移についての表でございます。

令和6年度は、この表の右側、全業種の欄、下のほうになりますが、497件のうち282件、率にして約56.7%でくじ引きが発生しております。令和5年度は、52.7%であり、前年比で4.0ポイントの増加となっております。

次に、下の表2でございますが、こちらは、業種別に平均入札参加者数を集計した表となっております。

令和6年度の全業種の平均参加者数は8.8者であり、前年比で0.2者の増加となっております。

令和6年度の工事等発注状況の説明につきましては以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの説明に関しまして、ご質問等はございますでしょうか。

【松村委員】 14ページの工事の件数や業務の件数が令和4年度から令和5年度、令和6年度と2年連続で件数がかなり落ち込んでいると思うのです。これは、何か大きな背景みたいなものはあるのでしょうか、それとも偶然なののでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 やはり、年間の事業量というのは、それぞればらつきはあろうかと思います。こちらは、右側にグラフがございすけれども、線が件数で棒グラフが契約金額になっておりますが、件数自体は右肩下がりにはなっております。

もちろん、この間、資材単価の高騰や人件費の高騰などもありますので、件数自体は少し減ってはいるのですが、契約金額ベースで申し上げると、それほど減っていないという状況です。

【松村委員】 業者からすれば、契約金額も多いほうがいいけれども、やはり、契約件数を小まめに出してもらって、たくさん参加できるチャンスがあるのが望ましいという考え方もあると思うのですが、それはできない感じなのですか。

【財）工事契約担当課長】 基本的には、A、B、Cという発注標準金額がございまして、Cランクですと、金額が比較的小さい案件に参加できますので、そういったランクの企業の皆さんも一定数いることから、実際に発注する局で年間の発注件数を決めるに当たっては、ある程度、件数を考えながら分割はしていると思っております。

【中川委員長】 ほかに特になければ、続きまして、工事検査についての報告をお願いいたします。

【財）技術管理課長】 技術管理課長の秋山でございます。

私からは、工事検査についてご報告させていただきます。

お手元の資料の18ページ、工事検査件数・評定点一覧表をご覧ください。

令和6年度につきましては、土木、建築、機械、電気を合わせまして、表の下段の合計欄の件数計の一番右側に記載しておりますが、合計で1,755件の検査を実施しております。

これは、工事管理室が所管している設計金額が500万円以上の工事を対象とした工事検査件数でございます。

検査の種類につきましては、表の左側の列の項目欄に記載しておりますとおり、5種類の検査を行っております。

それぞれの検査の内容につきましては、参考資料4をご覧くださいと思います。

これらの検査のうち、工事の竣工時に行う竣工検査は、18ページの表の合計欄の一番上にあるとおり1,077件であり、竣工検査の際には工事の成績評価を行っているところでございます。

表の一番右下に記載しておりますが、全工種での工事成績評価の平均点は78.1点となっております。

工事成績の評価の仕方については、参考資料5をご覧ください。

左側の列に記載しておりますとおり、施工体制、施工状況、出来形、出来栄等の項目につきまして、工事主任とその上司、また、検査員の3者で採点をしているところでございます。

それぞれの項目についての採点は、裏面、次のページになりますが、ご覧ください。これは施工体制一般の例でございまして、こういった運用表を用いまして、項目ごとに該当する項目にチェックを入れ、その割合によりまして評価を行っているところでございます。

工事検査のご報告は以上となります。

【中川委員長】 何かご質問等はございますでしょうか。

参考資料4で、臨時検査の中に低入札価格調査要領に基づく検査とありますけれども、これは支払いの話のみ検査するということですか。

【財）技術管理課長】 臨時検査ですね。

【中川委員長】 そうです。その中に「下請業者への支払い状況の確認を主たる目的とする検査」とあるのですが、具体的にはどういうものですか。

【財）技術管理課長】 低入札価格調査というものがございまして、入札の際に一旦設定する価格でございまして、それを下回って入札してきた業者に対して検査をするものでございます。

「支払い状況の確認を主たる目的とする検査」となっていますが、これは、元請業者が下請業者に適正な形で下請契約を締結しているかどうか、そういったものもチェックする検査と

なっております。

【中川委員長】 工事そのものというよりは、支払いの話のみなのですか。

【財）技術管理課長】 はい。

【中川委員長】 分かりました。

ほかに何かありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【中川委員長】 特にないようですので、次第3の令和7年度委員会開催予定についてに移ります。

令和7年度のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 札幌市入札・契約等審議委員会、令和7年度開催予定案についてご説明させていただきます。

資料は19ページとなります。

今年度は、定例会としては年3回の開催を予定しております。

本日は、第1回の委員会となりますが、第2回の委員会は11月下旬から12月上旬、第3回は令和8年3月上旬から3月中旬頃に開催を予定しております。

なお、WTO適用契約等に係る苦情処理などにより、必要に応じて、随時臨時会を開催する場合がございますので、ご承知おきいただければと思います。

令和7年度委員会開催予定案につきましては以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの説明につきまして、ご質問等がございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【中川委員長】 よろしければ、このスケジュールで今年度の委員会を開催したいと思います。

それでは、これで本日の審議は終了となります。

次回の委員会は、11月下旬から12月上旬を予定しております。

連絡調整につきましては事務局でお願いします。

また、次回の審議事項となる抽出工事等の選定でございますが、慣例で五十音順での担当をお願いしておりましたので、今後も同様にしたいと思います。

昨年度、前回の抽出工事の選定は橋本委員にお願いしておりましたので、次回は松村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

【中川委員長】 それでは、これもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上